

自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室

1. 事業の必要性・概要

生物多様性条約第10回締約会議（COP10）では、2011年から2020年までの生物多様性に関する新たな世界目標である「新戦略計画（愛知目標）」が決定され、締約国においては、同目標を踏まえた生物多様性国家戦略の改定等が求められている。

このため、愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップとなる生物多様性国家戦略の改定を早期に行い、COP10議長国としてのリーダーシップを発揮していく。

また、同国家戦略の改定にあたっては、数値目標を設定し、その目標の達成に向けた取組の進捗状況を的確に把握するとともに、優先的に施策を講じていくべき地域等を具体的に示していくことにより、実効性を高め、愛知目標の達成に貢献する。

2. 事業計画（業務内容）

(1) 生物多様性国家戦略の改定

現行の生物多様性国家戦略の課題等を抽出した上で、自然的・社会的条件の変化を踏まえた将来の生物多様性関連施策のあり方や愛知目標の達成に向けて必要な取組等について検討を行い、平成24年10月までに生物多様性国家戦略を改定する。

(2) 生物多様性国家戦略の進捗状況に関する評価等の仕組みづくり

愛知目標に掲げられた個別目標の達成に向けた取組を次期国家戦略において着実に実施していくため、目標の達成状況や優先的に施策を講じていくべき地域を、地図等を用いて具体的に明らかにするとともに、進捗状況の評価等を行っていくための仕組みづくりを併せて検討する。

H23年：生物多様性国家戦略の改定に向けた検討着手

H24年：生物多様性国家戦略の改定

生物多様性国家戦略の進捗状況に関する評価等の仕組みづくり（～H25）

3. 施策の効果

- ・平成24年10月にインドで開催されるCOP11を目標として個別目標の1つである生物多様性国家戦略の改定を早期に行い、COP10議長国としての責務を果たす。
- ・優先的な取組が必要な地域を課題毎に具体的に示すことにより、生物多様性国家戦略に掲げた施策の効果的かつ効率的な実施を図るとともに、生物多様性地域戦略の策定を始めとした地方自治体による自主的な取組の促進に資する。
- ・次期国家戦略に掲げた施策の進捗状況を定量的に把握・評価することが可能となり、生物多様性国家戦略の実効性が高まるとともに、愛知目標の達成に向けた我が国の進捗状況を具体的に示すことが可能となる。

生物多様性国家戦略推進費

平成22年度 生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)

生物多様性に関する「新戦略計画(愛知目標)」が採択

→ 目標17:「2015年までに、各締約国が効果的かつ参加型の改定生物多様性国家戦略を策定すること」

平成23年度～生物多様性国家戦略の改定作業に着手

現行戦略の課題抽出
改定案の検討

【東日本大震災を受けて】

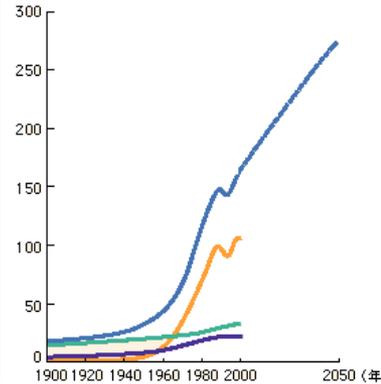
○生物多様性の現状や課題
写真、データ、地図等を活用して
具体的に示す

【愛知目標への対応】

○愛知目標の達成に向けたロードマップ
づくり(マイルストーン、指標の設定等)

【シナリオ分析】

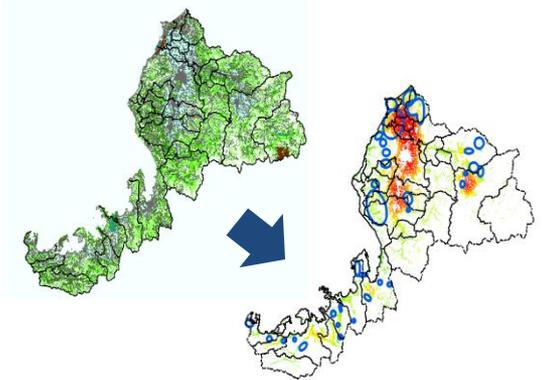
人口減少、エネルギー、
地球温暖化などの自然
的・社会的条件の変化を
踏まえた分析



【評価等の仕組みづくり】

現状や目標達成に向け優先的な取組
が必要な地域等を地図等で具体的に
提示

- ・保護地域等として保全すべき
「陸域17%、海域10%」の地域
- ・外来種対策を優先的に実施すべき
地域
- ・劣化した生態系の回復を図る地域 等



優先的に保全すべき里地里山地域の可視化
(イメージ)

平成24年度

改定生物多様性国家戦略
閣議決定

10月 生物多様性条約第11回締約国会議(インド)

平成25年度 締約国別報告書の作成